

令和
2
年度

生徒・保護者等の皆様へ

広島県高校生等奨学給付金受給申請手続き のご案内

広島県高校生等奨学給付金は授業料・受講料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。

給付
対象者

次の要件をすべて満たす必要があります

- ✓ 保護者等全員の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が**非課税相当**（注1）又は**生活保護受給世帯**である
- ✓ 保護者等が広島県内に在住している
- ✓ 生徒が国公立高等学校等（注2）に在学しており高等学校等就学支援金等の支給要件を満たしている

（注1）家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。

（注2）高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校（第1～3学年）・専修学校高等課程等で、県外に所在する国公立高等学校等を含みます。

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。

ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる生徒については追加で1回（定時制・通信制は2回）、高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への就学支援）の補助対象となる生徒については追加で2回まで給付されます。

給付額

世帯区分	区分	給付金の額 〈全日制・定時制※2〉	給付金の額 〈通信制※2〉	給付金の額 〈専攻科〉
生活保護（生業扶助） 受給世帯	—	年額 32,300円	年額 32,300円	
保護者等全員の 住民税所得割額が 非課税相当である世帯 （家計急変を含む※3）	1人目	年額 84,000円	年額 36,500円	年額 36,500円
	2人目以降 （※1）	年額 129,700円		

令和2年度については、住民税所得割非課税相当世帯に限り、給付額に加算して通信費相当額（上限1万円）が支給される場合があります。

※1 対象となる高校生等の他に15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

※2 フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

※3 家計急変により申請する場合で、当該家計急変が7月以降に生じた場合は、家計急変のあった日の翌月以降の月数に応じた金額となります。

令和2年度の提出期限：令和2年7月31日（金）（必着）

- ・ 家計急変が7月1日より後に生じた場合は、12月28日（月）まで申請を受け付けますので、家計急変後速やかに申請を行ってください。
- ・ 申請書は生徒が在学する学校へ提出してください。

目次

申請から受給までの流れ……………	1	申請受付後の流れ……………	6
家計急変により申請する場合……………	2	申請手続Q & A……………	7
申請書の記入例……………	3		

お問い合わせ先

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課

☎ 082-222-3015

[受付時間] 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

✉ kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

奨学給付金の申請から受給までの流れ

1 封筒内の書類を確認してください

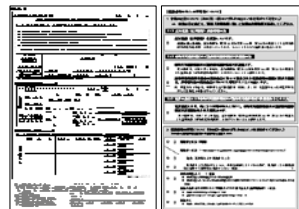
この冊子以外に奨学給付金関係の次の書類が入っていますので、万一足りない場合は県教育委員会へ連絡してください。



申請用封筒



必要書類一覧（白色）



申請書（水色）



生業扶助受給証明書（水色）

2 申請書に必要事項を記入してください

奨学給付金の「申請書」（水色の用紙）は、3～5ページの記入例等を参考にして記入してください。

3 別紙「必要書類一覧」に記載の書類をそろえてください

必要書類は申請区分により異なります。別紙「必要書類一覧」を確認してください。

4 申請書と必要書類を申請用封筒に入れて学校へ提出してください

申請書等を申請用封筒に入れたら、封筒の提出書類の確認欄に✓印を付けて漏れがないか確認してください。確認後、申請用封筒に封をして、生徒が学校へ提出してください。

5 県教育委員会から審査結果の通知が届きます

県教育委員会が支給可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。

6 支給予定日に給付金が指定口座へ振り込まれます

奨学給付金が、支給予定日（支給決定通知書に記載）に指定の金融機関の口座（申請書に記入した口座）へ振り込まれます。

ただし、学校徴収金に未納や未収金がある場合は、高等学校等が給付金を代理受領し、学校徴収金の未収金等に充当して相殺する場合があります。この場合、給付決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額については、申請書に記入された口座へ振り込みます。

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合

生活保護（生業扶助）受給者又は住民税所得割が非課税でない世帯でも、家計の急変により保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが次の基準を満たす場合には、奨学給付金を受給することができます。

－ 家計急変の基準 －

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満

※ 上記の例に該当しない場合は、個別に確認します。

1 給付額について

家計急変により申請した場合の給付額は、家計急変が発生した時期により異なります。

- (1) 家計急変が6月30日までに生じた場合
給付額（表紙に記載）の満額を受給できます。
- (2) 家計急変が7月1日以降に生じた場合
家計急変が生じた日によって給付額が変わります。

ア 家計急変が月の初日に生じた場合

家計急変が生じた日の属する月以降の月数に応じて支給されます。

例1) 家計急変が8月1日に発生し、対象となる高校生等が第1子（全日制）の場合
 $84,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 56,000 \text{ 円}$

例2) 家計急変が9月1日に発生し、対象となる高校生等が第2子以降（全日制）の場合
 $129,700 \text{ 円} \times 7 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 75,658 \text{ 円}$ （端数切捨て）

イ 家計急変が月の初日以外に生じた場合

家計急変が生じた日の属する月の翌月以降の月数に応じて支給されます。

例1) 家計急変が8月15日に発生し、対象となる高校生等が第1子（全日制）の場合
 $84,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 49,000 \text{ 円}$

例2) 家計急変が9月30日に発生し、対象となる高校生等が第2子以降（全日制）の場合
 $129,700 \text{ 円} \times 6 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 64,850 \text{ 円}$

なお、令和2年度についてはこれらの金額に加算して通信費相当額（上限1万円）が支給される場合があります。

2 提出期限について

家計急変が6月30日より前に生じた場合は、7月31日（金）までに提出してください。

家計急変が7月1日より後に生じた場合は、12月28日（月）まで申請を受け付けますので、家計急変後速やかに申請を行ってください。

(記入例)

様式第1号

広島県教育委員会教育長 様

令和 2 年 7 月 7 日

広島県高校生等奨学給付金受給申請書 (国公立高等学校等用)

次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設世帯費 (且学校費又は特別教育費 (母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。
- 下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は滞りがある場合、保護者等が在籍する高等学校等の学校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。

保護者等の氏名を自署してください。

ふりがな	ひろしま たろう	申請者住所	〒 730 - 8514 広島市中区基町 9-42
申請者氏名 (保護者等)	広島 太郎		
申請者の連絡先※	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		(自宅・ <u>携帯</u> (父))
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である単親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 平日の日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	ひろしま もみじ	生年月日	昭和 平成 15 年 11 月 11 日
生徒氏名	広島 紅葉		
在学する学校	学校の種類・課程・学科	広島県立〇〇〇高等学校・第 2 学年 <input type="checkbox"/> 国立 <input checked="" type="checkbox"/> 公立 学校の種類・課程・学科: 高等学校 (全日制)	
	学校の所在地		
	在学期間	平成 31 年 4 月 4 日 ~ 平成 年 月 日	

学校の種類・課程・学科は次の中から該当するものを記入してください。

- ①高等学校 (全日制) ②高等学校 (定時制) ③高等学校 (通信制)
- ④高等学校 (フレキシブル平日登校) ⑤高等学校 (フレキシブル通信教育)
- ⑥中等教育学校後期課程 (全日制) ⑦中等教育学校後期課程 (定時制)
- ⑧中等教育学校後期課程 (通信制) ⑨高等専門学校 (1~3 学年)
- ⑩専修学校 (高等課程) 昼間学科 ⑪専修学校 (一般課程) 昼間学科
- ⑫専修学校 (高等課程) 夜間等学科 ⑬専修学校 (一般課程) 夜間等学科
- ⑭専修学校 (高等課程) 通信制学科 ⑮専修学校 (一般課程) 通信制学科
- ⑯各種学校 (外国人学校) ⑰各種学校 (その他)

【扶養親族等の状況について】

※ 7 月 1 日現在、対象となる高校生等以外に医療保険各法における扶養親族がいる場合は、全員記入してください。

続柄	氏名	生年月日	在学学校名・学年・職業等	奨学給付金の申請の有無	(高校生等の場合) 課程	備考	
世帯員の状況	母	広島 花子	昭和 47 年 6 月 1 日	パート	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
	兄	広島 一郎	平成 12 年 9 月 5 日	〇〇大学・2 年生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
	弟	広島 次郎	平成 20 年 11 月 17 日	〇〇小学校・6 年生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
	祖母	広島 幸子	昭和 15 年 4 月 20 日	無職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	

扶養親族等の確認書類として健康保険証 (社会保険) の写し等を貼付してください。

【保護者等の収入の状況等について】

1 申請の区分について（次の(1)～(3)のいずれかの口に✓印を付けてください。）

⇒ 申請区分に応じて、別紙「必要書類一覧」に

生活保護(生業扶助)を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生業扶助受給証明書等を提出してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

生活保護（生業扶助）を受給しています。

本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

住民税が非課税の場合は、こちらに✓印を付け、課税証明書を提出してください。

(2) 市町村民税所得割及び道府県民税所得

市町村民税所得割及び道府県民税所得

私の世帯は、本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

ただし、下段の任意欄にチェックし、高等学校等就学支援金の認定審査情報の利用に同意する場合は、課税証明書の提出は不要です（なお、住民税の申告がされていない場合は、課税証明書の提出又は住民税の申告が必要です。）。

高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。

※ 同意される場合は、申請前に必ず課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村に対して住民税の申告を行ってください。

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、2ページの基準を満たす場合は、こちらに✓印を付けてください。

(3) 家計の急変により市町村民税所得割及び道府県民税所得割が非課税相当となる見込みです。

家計急変により、向こう1年間の収入が非課税相当となる見込みです。

私の世帯は、本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受けていないことを誓約します。

2 保護者等の状況について（次の①～⑥のいずれかの口に✓印を付けてください。）

次の者の課税額等を証明する書類等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者2名分（両親）
	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。）
②	<input type="checkbox"/>	離婚、死別等により親権者が1名分
③	<input type="checkbox"/>	親権者が2名存在するものの、等々を証明する書類等を提出できない
④	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は全員分 ※ 未成年後見人が、法人である場合又は権利に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ※ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ※ 生徒が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

収入の確認対象となる保護者等の区分に✓印を付けてください。

【通信費に係る誓約】 1の(2)又は(3)に該当する場合のみ

令和2年度に私が支給を受ける高校生等
 オンライン学習の通信費に充てることを希望する
 ※ 通信費相当額(上限1万円)の加算を希望する

生活保護(生業扶助)受給世帯以外の方は、追加支給分(上限1万円)をオンライン学習に係る通信費に充てることの誓約をしてください。誓約がない場合は、追加支給分は支給されません。

※ 追加支給分とは、新型コロナウイルス感染症の影響等により自宅等でオンライン学習を行う場合に要する通信費を想定した支給額です。

【振込先金融機関】(奨学給付金の振込を希望する振込先)

振込先口座 該当する口には <input checked="" type="checkbox"/> 印をして必要に応じて住所を記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先 【原則こちらを選択してください】 <input type="checkbox"/> 申請者以外の名義の振込先 [<input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座]	
	振込先口座の名義人の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 住所：〒	
金融機関・支店名	広島 銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農業協同組合 ()	
預金種目	普通 当座	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
フリガナ	ヒロシマ タロウ	
口座名義	広島 太郎	

申請者以外の名義の口座への振込を希望する場合は、該当する口には印を付け、振込先口座の名義人住所等を記入してください。

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。

総合口座(普通預金・定期預金)ご契約内容

CMF番号	お名前		
7654321	ヒロシマ タロウ		
総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額
1234567			
発行日	28.03.25	株式会社広島銀行	銀行コード0169
口座開設店番	008	口座開設店名	県庁支店
発行店番	008		

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は右詰で記入してください。確認書類として、通帳の写しを下欄に貼付してください。(キャッシュカードの写しは不可)

を 確認 して ください。

健康保険 被保険者証	家族(被扶養者) 平成〇年〇月〇日交付 記号 ××× 番号 △△
氏名	広島 花子
生年月日	昭和47年6月1日 性別 女
認定年月日	平成〇年〇月〇日
被保険者氏名	広島 太郎
事業所名	〇〇株式会社
保険者番号	01010101
被保険者名称	■■■■■
被保険者所在地	〇〇〇
保険者所在地	〇〇〇
保険者所在地	〇〇〇
保険者所在地	〇〇〇

申請書の扶養親族欄に記入した扶養親族全員の健康保険証(社会保険)の写しを貼付してください。

奨学給付金の申請受付後の流れについて

1 支給決定について

奨学給付金の申請がされた後、県教育委員会において申請書の記載内容及び保護者等の今年度の課税状況等を基に審査を行い、奨学給付金の支給又は不支給の決定結果の通知書を送付します。支給が決定された場合に送付する支給決定通知書には、支給額及び支給予定日が記載されています。

奨学給付金の対象となる高校生等が同じ世帯に複数名いる場合は、生徒ごとに申請が必要で、生徒ごとに結果の通知書が送付されます。事務処理の都合上準備が整ったものから順に発送しますので、同時期に通知書が届かない場合がありますが、あらかじめ御了承ください。

なお、申請書類に不備があった場合は、審査結果の通知が予定より遅くなることがあります。

2 支給予定日について

支給予定日は支給決定通知書に記載します。ただし、申請書に記入された振込先金融機関や口座に誤りがあった場合などは、振込不能となるため、通知書でお知らせした支給日に支給できない場合があります。振込不能となった場合は、正しい振込先を確認するため、担当者から電話連絡をさせていただきます。

※ 奨学給付金の支給予定日までに振込先金融機関口座を解約された場合などは、速やかに県教育委員会へ連絡してください。

3 支給方法について

奨学給付金は、原則として、申請書に記入された指定口座へ振込を行うこととしていますが、対象となる高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金の全部又は一部を在籍高等学校等が受け取り、学校徴収金の未納又は未収金に充当して相殺する場合があります。

この場合、給付決定額から高等学校等が代理受領する額を差し引いた金額については、申請書に記載された口座へ振り込みます。

<奨学給付金に関する留意事項>

◆ 生活保護（生業扶助）を受給している場合

生活保護（生業扶助）を受給していることの証明書の提出が必要となりますので、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」を福祉事務所に持参し、その証明を受けたものを添付してください。

ただし、生活保護受給証明書により、令和2年7月1日現在生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが確認できる場合は、生活保護受給証明書を提出することができます。

生活保護（生業扶助）受給世帯に対する高校生等奨学給付金について、福祉事務所が就学のために必要と認める額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。このため、奨学給付金は、生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）として活用することが必要です。奨学給付金の活用方法等については、福祉事務所や担当のケースワーカーにも相談してください。

生業扶助を受給しているかどうか分からない場合には、必ず福祉事務所等に確認の上、申請を行ってください。また、就学のために必要と認められなかった額については、収入判定の対象となり生活保護費から減額される可能性があります。

◆ 児童養護施設に入所している場合

児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則、奨学給付金を申請することはできません。

奨学給付金の申請手続き Q & A

Q 令和2年度の給付額に加算される場合がある通信費相当額（上限1万円）とは何ですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響等によりオンライン学習等を行う場合の通信費に係る加算額です。受給するためには申請書において、追加支給分をオンライン学習の通信費に充てることの誓約をしていただく必要があります。なお、生活保護（生業扶助）受給世帯は生活保護において同様の負担軽減が図られますので、加算の対象になりません。

Q 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については住民税所得割が非課税である場合は、奨学給付金を申請することができますか。

A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、奨学給付金を申請することはできません。

Q 申請書の「1 申請の区分について」の「(2) 市町村民税所得割及び道府県民税所得割が非課税の方」における「高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報」とは何ですか。

A 高等学校等就学支援金の認定審査において、提出された個人番号（マイナンバー）を基に課税情報を照会して算定された世帯ごとの審査の基準となる金額をいいます。

この算定金額は高等学校等就学支援金の認定審査のために取得した情報ですが、広島県個人情報保護条例に基づき、本人の同意のあった場合に限り広島県高校生等奨学給付金の認定審査においても利用します。

なお、生活保護（生業扶助）受給世帯又は家計急変により申請する場合は、それぞれ受給していることが確認できる書類や課税証明書等の提出が必要になりますので、この欄の✓印は不要です。

Q 家計急変の場合にいずれか一点提出されていることとされている書類が一つもないのですが、どうすればよいですか。

A お手元の書類で代用できるものがあるか個別に確認する必要がありますので、県教育委員会に連絡してください。

Q 家計急変により奨学給付金を申請した後に、収入が増加する見込みとなりました。この場合、何か手続きを行う必要がありますか。

A 家計急変後の収入見込みが申請時より増加することとなった場合は、県教育委員会に連絡してください。

Q 給付決定後に婚姻等により保護者等が変更し、奨学給付金の要件を満たさないこととなりました。この場合、何か手続きを行う必要がありますか。また、奨学給付金を返還する必要がありますか。

A 奨学給付金については、原則令和2年7月1日時点で支給要件を満たしている場合に給付を決定していますので、その後婚姻等により保護者等の変更があっても届け出る必要はありません。

また、受給した奨学給付金を返還する必要はありません。

Q 税額の更正により令和元年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って奨学給付金の申請手続きが可能ですか。

A 奨学給付金は、年度を遡って受給申請をすることはできません。